

住民票の写し、戸籍謄本等の郵送申請について（お知らせ）

平成20年5月1日から戸籍法の一部を改正する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されました。それに伴い、住民票の写しや戸籍謄本等の証明の交付条件が次のとおり厳格化されました。

従来の疎明資料（契約書等の写し）に加え、次の確認資料が必要になりました。

◎ 請求者が法人の場合

1. 住民票の写し、戸籍の附票の写し等の請求の場合

請求の任に当たっている者の本人確認資料（運転免許証、健康保健証）と社員証及び当該法人の主たる事務所（本店、支店、営業所等）の所在地を確認できる資料（会社のホームページ、パンフレット等）を同封してください。

2. 戸籍謄本等の請求の場合

(1) 代表者からの請求

本人確認資料（運転免許証、健康保健証）及び作成後3ヶ月以内の代表者の資格を証する書面（代表者事項証明書等）を同封してください。

返送先については、代表者事項証明書等に記載の法人所在地へ送付します。

(2) 支配人からの請求

本人確認資料（運転免許証、健康保健証）及び作成後3ヶ月以内の支配人の資格を証する書面（現在事項証明書等）を同封してください。

現在事項証明書等は、支配人及び支店にかかる部分が証明されているものです。

返送先については、代表者事項証明書等に記載の法人所在地へ送付します。

(3) 従業員からの請求

本人確認資料（運転免許証、健康保健証）と社員証または法人代表者が作成した委任状及び作成後3ヶ月以内の代表者の資格を証する書面、並びに当該従業員の所属する営業所もしくは事務所等が確認できる書類を同封してください。

返送先については、当該営業所又は事務所等の所在地へ送付します。

なお「当該従業員の所属する営業所もしくは事務所等が確認できる書類」とは法人の営業所又は事務所等の記載のある社員証等の写しです。（会社のパンフレットは可ですが、名刺は不可です。）

※ 交付申請書（請求書）について

法人の名称、代表者又は支配人の氏名、担当者名、法人の代表者印（もしくは社印）の押印及び主たる事務所等の所在地の記載が必要です。

兵庫県伊丹市市民課